

本庄市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)の概要について

1. 改定のポイント

- (1) 平成27年3月に策定した「本庄市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、新型コロナウイルス感染症の対応や関係法令等の改正を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定となったことから、これらの計画との整合性を図る。
- (2) 有事の際に迅速に対応できるよう平時(準備期)の取組を明確化。
- (3) 対策項目を現計画の6項目を見直し、7項目に改定・拡充。
- (4) 対策項目について、「準備期」「初動期」「対応期」の3段階に分けて、フェーズごとに応じた対応ができるよう明記。

2. 計画の概要

(1) はじめに

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)」の制定(P. 1)
- ・ 特措法が対象とする感染症(P. 1)
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置(P. 1～2)
- ・ 本市行動計画改定の経緯(P. 2)

(2) 第1部 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略(P.3～4)

- ・ 現計画と同様に、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の2点を主たる目的とする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方(P.5～6)

- ・ 対策の基本的な考え方として、様々な感染症が流行することを想定しつつ、発生段階や状況に応じた柔軟な対応の必要性について記載。
- ・ 対応期の考え方について、現計画では対策項目毎に6期に分けて記載していたものを、「準備期」「初動期」「対応期」の3期に分けて記載し、準備期の取組を明確化。

第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項(P.7～8)

- ・国、県及び指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する上で、留意すべき8項目について記載。

第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担(P.9～11)

- ・国、県及び市、医療機関、事業者、市民等の役割分担の明確化。

第5章 本市行動計画の主な対策項目(P.12～16)

- ・現計画で定めている6項目を見直し、7項目に改定・拡充し、国及び県との連携協力について明記。

(3)第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制(P.17～19)

準備期	新型インフルエンザ等の発生への備え、国及び県等との連携強化、組織体制の整備・強化
初動期	人員確保のための全庁的な体制構築、必要予算の確保
対応期	対策本部の設置、必要な財政措置

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション(P.20～25)

準備期	感染症に関する情報提供・共有、関係機関との情報共有体制の整備、双方向のコミュニケーション体制の整備や取組の推進
初動期	市民へ必要な情報提供・共有、コールセンターの設置
対応期	市民へ必要な情報提供・共有の継続、コールセンターの設置継続

第3章 まん延防止(P.26～27)

準備期	市民等への感染症対策の強化に向けた普及啓発
初動期	業務継続計画に基づく対応の準備、緊急事態宣言がされている場合の措置

第4章 ワクチン(P.28～40)

準備期	ワクチンの供給及び接種体制の構築、市民への情報提供、関係部局との連携、予防接種事務のDXの推進
初動期	特定接種及び住民接種のための調整及び準備
対応期	ワクチン等必要な資材の供給、特定接種・住民接種の実施、健康被害救済、市民への情報提供

第5章 保健(P.41～43)

準備期	多様な関係機関(消防機関等)との連携体制の構築及び整備、市民への情報提供・共有
対応期	消防本部等の関係機関との感染症対応業務の実施、県の実施する健康観察への協力、県の要請による応援職員の派遣

第6章 物資(P.44～45)

準備期	感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況の確認
対応期	備蓄物資等が不足する場合の相互協力

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保(P.46～51)

準備期	行政手続きや支援金等の給付に係るDXを推進した仕組みの整備、市民への感染症対策物資の備蓄の勧奨、要配慮者等への生活支援の準備、火葬体制の構築
初動期	市民への消費者としての適切な行動の呼掛け、火葬能力の超過を想定した遺体安置施設の確保
対応期	心身への影響に関する施策、要配慮者等及び事業者への支援、教育継続に関する支援、生活関連物資の価格の安定